

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律参照条文

目次

一	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）	一
二	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	三
三	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	四
四	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	四
五	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）	六
六	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）	七

一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 略

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもつて充てる。

2 略

（原子力災害対策本部長の権限）

第二十条 略

2 略

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態

応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

4 5 9 略

(災害対策基本法の規定の読み替え適用等)
第二十八条 略

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
第六十三条第一項		略		略	
第六十三条第三項		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第八十三条第二項		災害応急対策	災害応急対策	緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		第八十三条第二項又は第八十三条の三	第八十三条第二項又は第八十三条の三	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
略		略		略	

3 5 6 略

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）

二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2
～
10
略

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

12
～
17
略

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときと認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 3 略

四 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

附 則

（平成二十三年度から平成二十五年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従って総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

五 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）

（公害の防止のための事業に係る地方債）

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五号各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第五条 前条第二項に規定する地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

六 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

（地方債の特例）

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号）次条において「地方税法改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）同条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百三十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額

を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法改正法の施行による土地及び家屋に対して課する固定資産税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定

めるところにより算定した額

- ハ 地方税法改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額
- ニ 地方税法改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額